

2018千葉市フットサルリーグ 3部 後期 【実施要項】(案)

1. 名称	2018千葉市フットサルリーグ 3部 後期
2. 主催	千葉市サッカー協会 フットサル専門委員会
3. 主管	千葉市サッカー協会 フットサル専門委員会
4. 協賛	未定
5. 期 日	平成30年7月～平成30年12月末日(予定)
6. 会場	千葉市内体育館またはフットサル場
7. 表彰	優勝、準優勝チームを表彰する。
8. 参加資格	<p>①当該年度 千葉市サッカー協会のフットサル登録を行った、選手により構成されたチームである。</p> <p>②第1項のチームに登録された選手であること。</p> <p>③第1項の定めるチームには、1チームあたり4名までの外国人選手の登録を認める。但し、同時にピッチ上にいる選手が2名を超えてはならない。</p> <p>④当該年度登録時に帯同審判員(フットサル4級以上:当該年度有効者)を4名確保できること。(審判員4名以上いないチームは、事前に審判講習会を受講し資格を取得すること。)</p> <p>※当該年度のリーグ開催まで各チーム審判員名簿を提出すること。当リーグ開催までに審判取得講習会が開催されず提出できないチームは、当リーグが終了するまでに速やかに取得し提出すること。提出できなかったチームは次期以降当リーグへ参加することはできない。</p> <p>⑤本大会登録票を持参していること。</p> <p>⑥代表者は20歳以上の者で、当該チームを指導掌握し、責任を負うことのできる者であること。</p> <p>⑦選手は必ず当リーグ参加チームにて傷害保険(スポーツ傷害保険)等に加入していること。(代表者会議時または当大会出場前にコピーを提出すること)また大会当日に傷害保険加入の証明書類を持参していること。</p> <p>⑧リーグ運営を積極的に協力できること。</p> <p>⑨体育館・フットサルコートなどの使用する施設の使用ルールを遵守できること。</p> <p>⑩当委員会指定のメールアドレス(PC)からのメールを受信でき、Excel,Word及びPDFファイルを受信できること。</p> <p>⑪二重登録の禁止:本リーグに登録したチーム及び選手は、千葉市フットサルリーグ及びそれらの上位リーグまたは下位リーグのチームに、二重に登録し、出場することはできない。</p> <p>※但し、チーム指導のため、上位リーグ参加選手が1名のみ参加することを認める。</p> <p>⑫当協会指定の当期期間のうち、対応できない日程がないチームであること。</p> <p>⑬2018千葉市フットサルリーグ 前期において対応できない日程がなかったチームであること。</p> <p>⑭2期連続で優勝していないチームであること</p>
9. 募集チーム	2018年度の参加チーム数は、最大10チームとする。(予定)
10. 登録費	<p>・年度個人登録費として1人500円とする。(千葉市協会)</p> <p>・年度チーム登録費として、15,000円とする。</p> <p>※登録費は出場決定後、運営費と共に、指定する振込先に平成30年7月末日までに振込みを完了していること。</p>
11. 運営費	<p>・会場費・備品使用料・ラインテープ・試合球・審判費等のリーグ運営費は、各チームが負担し、登録費と共に徴収する。基本金額は1チーム1試合8,500円(予定)とし、参加チーム数確定後に金額を決定する。当期の合計額の半分を平成30年7月末までに納め、残りを平成30年9月末までに納めること。</p> <p>・代表者会議後、平成30年6月15日までに千葉県または千葉市の公式試合と重複している日程を全て当委員会に連絡をする事。当委員会に連絡した日程以外で、当委員会が決定した平成30年7月以降のスケジュールに対して、試合ができない場合は、キャンセル料として1試合の運営費全額を徴収する。</p>
12. 振込先	<p>後日E-mailにて、連絡致します。</p> <p>※注:振込みは必ず登録チーム名にて行なってください。</p>
13. 選手登録	<p>①登録選手数は30名を上限とする。</p> <p>②登録票は千葉市サッカー協会の受付印があるものを有効とし、登録票の控えは必ず携行する。</p> <p>③(追加・削除)の登録は、指定の書式の大会登録票に追加・削除を行い、試合日20日前までに千葉市サッカー協会フットサル専門委員会に届け、千葉市サッカー協会フットサル専門委員会の受付印があるものを有効とし、変更届の控えは必ず携行する。(届出はE-mailにて指定書式のファイルを添付してを行い、受付印を押され、書類を渡されて完了する。)</p> <p>④移籍の場合は必ず旧チームで削除した後に新チームで追加すること。移籍後、新チームでプレーする場合、当該チームが2試合消化した後に、チームのメンバーとしてプレーすることを認める。二重登録等の違反のあった場合は、選手及びチームを対象に、処分を行なう場合がある。</p> <p>⑤大会期間中の選手の移籍は、同一リーグ内かつ年度内1回に限り認める。</p>
14. ユニフォーム	<p>・登録できるユニフォームは日本サッカー協会『ユニフォーム規定』による。</p> <p>・本大会登録票に記載されたものを原則とし、登録票を受理した後の変更は原則として認めない。(なお背番号の変更も認めない。)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニフォーム(シャツ／ショーツ／ストッキング)は、正のほかに副として正と異なる色のユニフォーム(シャツ／ショーツ／ストッキング)を登録票に記載し必ず携行すること。 ・審判と同一または類似(黒色または紺色など)のユニフォームを用いることは出来ない。なお、ゴールキーパーについても同様である。 ・必ず本大会登録票に記載された選手固有の番号を付けること。番号は適当な大きさで見やすいものとする。 ・GKのユニフォームは試合毎に決定されたGKユニフォームを原則とする。また、事前に登録されたGK及びFPの中から選択し着用することもできる。但し、その試合で着用されるそれぞれのFP及び相手GKの色と異なり、マッチコーディネーションミーティングにおいて、パワープレー時のユニフォームを使用申告し、主審の承認を受けた場合は、使用を認める。 ・競技者の着用するユニフォームは、その競技者自身の背番号をつけなければならない。なお、怪我や退場処分等の突発的な諸事情により、交代要員のGKが不在でかつ準備が整っていない場合、主審の判断によりGKのユニフォームを前述以外のユニフォームで代用できるものとする。 ・ショーツまたはトラウザーにファスナーのあるものは望ましくない。
15. 競技規則	<p>①当該年度日本サッカー協会制定の「フットサル競技規則」による。</p> <p>②本大会にて退場を命じられた選手は、次の1試合に出場できず、それ以降の処置については、本大会の規律委員会で決定する。</p> <p>③本大会期間中に警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。以降年間で警告を受けた回数が4回で2試合、警告6回で3試合とする。</p> <p>④競技時間:ランニングタイム30分(前後半15分)ハーフタイムのインターバル5分</p> <p>⑤タイムアウト:前後半1回ずつ、役員がタイムアウトをオフィシャルに要求することができる。</p> <p>⑥ピッチサイズ:28m×17m以上、40m×20m以下とする。</p> <p>⑦試合球:日本サッカー協会検定球のフットサル用ボールを使用する。</p> <p>⑧シューズ:スパイクシューズ及び靴底が着色されたものは使用できない(靴底は飴色もしくは白色のもののみ使用可能)。ただし、人工芝等のフットサル場においては、当該施設で使用が許可され、かつ主審が安全と判断するものは認める。</p> <p>⑨すね当て:必ず着用すること。</p> <p>⑩飲水:水のみ許可される。ただし、施設で飲水が許可されない場合は、施設の規則を優先する。</p> <p>⑪ベンチ入りの人数は、チーム役員4名、並びに選手12名(先発選手5名、交替要員7名)、計16名を上限とし、その限りにおいて試合ごとの入れ替えは認める。</p> <p>(メンバー票に記載されていない役員・選手はベンチ入りできない。)</p> <p>⑫マッチコーディネーションミーティング:自チームが行う試合の前の試合のハーフタイム開始時に両チームの責任者・審判・運営担当者で行うことを原則とする。</p>
16. 競技方法	10チーム総当り一回戦のリーグ戦を実施する。 なお勝点は、勝ち=3点、引き分け=1点、負け=0点とする。 (不戦敗の場合、勝点は-3、得点は0、失点は5とする。さらに連絡無しの不戦敗は次節以降没収とし、それ以降の処置は本大会の規律委員会で決定する。)
17. 組合せ	千葉市サッカー協会フットサル専門委員会で決定する。 千葉市サッカー協会の公式行事・千葉県サッカー協会の公式行事等と日程が重複する場合は、組合せ・日程を変更する場合がある。
18. 審判	主審、第二審判については千葉市サッカー協会フットサル専門委員会で手配する。
19. 代表者会議	日時:平成30年5月下旬または6月上旬 予定 会場:千葉ポートアリーナ(予定) *必ず代表者(または代理)が出席すること。正当な理由なく欠席の場合、リーグ参加を認めない。
20. 連絡先	<p>m-shibue@beige.plala.or.jp</p> <p>千葉市サッカー協会フットサル専門委員会</p>
21. 問合せ	千葉市サッカー協会フットサル専門委員会 m-shibue@beige.plala.or.jp
22. その他	選手、役員またはチームが参加資格に違反し、あるいはその他の不祥事が判明した場合は、その出場を停止し、本大会規律委員会にて処分を決定する。 病傷の手当では、救急車等の連絡は行なうが、その後についてはチームの責任において処置すること。